



企業保障プラン 総合型V

Premium

日本初
(注)

マネジメントガード

会社役員賠償責任補償特約

AIG損保のベーシック傷害保険

ベーシック傷害保険普通保険約款

(注) 傷害保険の特約として、特定の役員1名を被保険者とした役員に対する法律上の損害賠償責任を補償する保険は、当社調べで日本で初めてとなります。(2021年3月現在)

会社役員賠償責任補償特約は、役員として行った経営判断やハラスメント等への管理責任を原因として、取引先や従業員などから役員個人が日本国内において賠償責任を問われた場合に、法律上の損害賠償金や弁護士費用などの損害に対して保険金をお支払いします。



取引先から訴えられた

契約上の義務に違反したことを理由に、取引先から賠償請求を提起された。

例えば

繊維メーカーが取引先への製品供給を停止したところ、契約上の義務に違反して供給を停止したことで損害を被ったとして、取引先から、余分に発生した調達コスト、逸失利益など約3,000万円を求める訴訟を起こされた。



従業員から訴えられた

パワハラなどハラスメントがあったとして役員が慰謝料などの支払を求める損害賠償請求を起こされた。

例えば

飲食店の店長が店員の無銭飲食を疑い、無理やり始末書を書かせたことについて、役員が事情聴取したところ、長時間にわたる事情聴取により精神的苦痛を被ったとして、店長から慰謝料など200万円を求める訴訟を起こされた。

企業経営者の声をご紹介します

いま増えています 社長個人に対する賠償請求

役員個人の賠償責任を問われる前に



個人の財布は会社の財布と別にしたいからね。

—— ネット通販会社社長

役員は従業員の不正行為や違法行為などを未然に防止するための体制、いわゆる「内部統制システム」の構築が求められます。

ご家族を守るための選択



相続人まで及ぶリスクはなんとしても避けたかった。

—— 飲食店経営会社社長

相続人となった元取締役の妻に多額の賠償責任が認められた事例もあるように、現在の法律(民法)、判例の下では、**相続人に対して大きな責任**が認められることがあります。

特約の特長

保険期間(1年間)につき
3,000万円まで
補償!

- **弁護士費用**などの争訟費用も補償の対象です!
- **ハラスメント**や**不当解雇**を理由に
従業員から提起された損害賠償請求も補償の対象です!
- **会社設立時**からの行為に対して損害賠償請求された場合も補償の対象です!
- **役員を退任した日から3年間**は補償の対象となります!(*1)
- **月払契約の場合、特約の保険料は月々2,500円**です!(*2)

*1 被保険者が役員を退任した日において、この特約を付加した保険契約が有効で、かつ日本国内で損害賠償請求された時に他に会社役員賠償責任保険契約などがないことを条件として、保険金をお支払いします。

*2 会社役員賠償責任補償特約は、AIG損保ベーシック傷害保険の特約です。特約のみ加入することはできません。

特約の概要

補償する内容	役員(*3)が契約者(会社)の役員としての業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して、日本国内において損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金および争訟費用を補償します。 (会社に対してなされた損害賠償請求は、保険金お支払いの対象となりません。) *3 「役員」とは、会社法上の取締役、監査役、執行役および会計参与、ならびにこれらに準ずる方をいいます。 (注)株主代表訴訟による損害賠償請求は、勝訴時の争訟費用を含めて保険金お支払いの対象となりません。
お支払いする 主な保険金	①損害賠償金(解決金、和解金) ②争訟費用(和解、訴訟等に要する弁護士費用 など) など ①と②を合計して、保険期間(1年間)につき保険証券記載の保険金額(3,000万円)を限度にお支払いします。
被保険者	保険証券記載の被保険者(特定の役員の方1名) なお、被保険者死亡の場合はその方とその相続人を同一の被保険者とみなします。
保険金を お支払いできない 主な場合	● 犯罪行為または法令に違反することを認識しながら行った行為 ● 初めてこの特約を付加した日より前に会社に対し提起されていた訴訟と同一または関連する事実に起因する損害賠償請求 ● 身体の障がいまたは精神的苦痛(*4)、および財物の損壊 *4 ハラスメントまたは名誉毀損に起因する精神的苦痛を請求の理由とする損害賠償請求については適用しません。 ● 倒産手続の開始 など

付帯サービス



経営者のためのハラスメントホットライン

ハラスメントや従業員の問題行動などへの対応のご相談に臨床心理士や社会保険労務士等が電話でアドバイスします。

- **パワハラが疑われる部署があるがどう対応すればよいか?**
- **セクハラを受けたとの申立てが従業員からあったが、どうしたらよいか? など**

(ご注意)・ハラスメント対応ご担当者様限定の窓口となります。

- ・本サービスは、弊社がティーベック株式会社に委託してご提供します。
なお、本サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・本サービスは、ベーシック傷害保険の会社役員賠償責任補償特約を付帯している場合にご利用いただけます。
- ・ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、ご不明点はお問い合わせください。

- この制度は、法人会会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を脱会された場合、損害保険契約は解約いただくか、継続できる場合でも、以降の保険料が引き上げられることや保障内容の変更が必要になることがあります。
- 2021年3月1日から施行された改正会社法により、本特約の加入に関しては、取締役会(取締役会を設置していない会社は株主総会)の決議が求められるようになります。
- この制度の取扱者は、大同生命の生命保険募集人でもあり、AIG損保の損害保険募集人でもあります。
・生命保険募集人:大同生命の生命保険募集人は、お客さまと大同生命の生命保険契約締結の媒介を行う者で、生命保険契約締結の代理権はありません。したがって、生命保険契約は、お客さまからの生命保険契約のお申込みに対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。
・損害保険募集人:AIG損保の損害保険募集人は、AIG損保の損害保険契約締結の代理権を有しています。
- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、提案書等をご覧ください。取扱い代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 事故が発生した場合には、弊社とご相談いただきながら、被保険者(補償の対象となる方)ご自身で被害者と示談交渉を進めていただくこととなります。



AIG損害保険株式会社【引受保険会社】

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

TEL 03-6848-8500

AIG損保ホームページ <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは



大同生命保険株式会社

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号

(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

0120-789-501(通話料無料)

大同生命ホームページ <https://www.daido-life.co.jp/>